

地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「法人」という。）の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めた採用)

第2条 理事長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが法人の業務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を法人内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を法人内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が法人の業務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 理事長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが法人の業務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 理事長は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが業務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

第4条 理事長は、短時間勤務職員（（地方独立行政法人宮城県立病院機構職員就業規則（地方

独立行政法人宮城県立病院機構規程第7号)。以下「就業規則」という。)第44条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが法人の業務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが法人の業務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 理事長は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方独立行政法人宮城県立病院機構修学部分休業規程(地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第12号)第2条第1項又は就業規則第39条第2項の規定による承認

二 地方独立行政法人宮城県立病院機構育児・介護休業規程(地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第10号。以下「育児休業・介護休業規程」という。)第5条第4項の規定による承認

三 育児休業・介護休業規程第10条第2項の規定による承認

4 理事長は、育児休業・介護休業規程第5条第3項の規定による申出があった場合において、当該申出をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、当該申出に係る期間を任期の限度として、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(採用手続き)

第5条 第2条の規定による任期を定めた採用は、病院の長及び本部事務局長(以下「所属長」という。)からの協議に基づき行うものとする。

2 第2条の規定による選考(以下「選考」という。)は所属長が行うものとする。

第6条 所属長は、前条第1項の規定により協議を行う場合には、次に掲げる書類を理事長に提出するものとする。

一 第2条第1項の規定による任期を定めた採用を行う場合

ア 特定任期付職員の採用計画書(様式第1号)

イ その他参考となる資料

二 第2条第2項の規定による任期を定めた採用を行う場合

ア 一般任期付職員の採用計画書(様式第2号)

イ その他参考となる資料

2 所属長は、選考の結果採用しようとする者を決定した場合には、任期付職員の採用内申書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(任期)

第7条 第2条の規定により採用される職員の任期は、5年を超えない範囲内で理事長が定める。

2 第3条又は第4条の規定により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、3年(特に3

年を超える任期を定める必要がある場合にあっては、5年。第3条第2項において同じ。)を超えない範囲内で理事長が定める。

- 3 理事長は、前2項の規定により任期を定めて職員又は短時間勤務職員を採用する場合には、当該職員又は短時間勤務職員にその任期を明示しなければならない。

(任期の特例)

第8条 前条第2項に規定する特に3年を超える任期を定める必要がある場合とは、第3条第1項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)又は前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第9条 理事長は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 理事長は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 3 理事長は、特定任期付職員、一般任期付職員、特定業務等従事任期付職員又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

- 4 第5条及び第7条第3項の規定は、第1項及び第2項の規定により任期を更新する場合について準用する。

- 5 所属長は、前条の規定により承認を得ようとする場合には、任期の更新の承認書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

(任用の制限)

第10条 理事長は、特定任期付職員を当該特定任期付職員が採用時に占めていた職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の職に任用する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

- 2 理事長は、第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職に任用する場合その他同条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

- 3 所属長は、前項の規定により承認を得ようとする場合には、他の職への任用の承認申請書(様

式第5号)を理事長に提出するものとする。

(辞令書の交付)

第11条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

- 一 任期付職員を採用する場合
- 二 任期付職員の任期を更新する場合
- 三 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合

(給与に関する特例)

第12条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 (円)
1	374,500
2	422,900
3	474,200
4	535,600
5	611,200
6	713,800
7	834,700

- 2 理事長は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて別表第1で定める基準に従い決定する。ただし、育児休業・介護休業規程第5条第4項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児休業・介護休業規程第5条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第5条に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
- 3 理事長は、特定任期付職員のうち、前2項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の地方独立行政法人宮城県立病院機構職員給与規程(地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第9号。以下「給与規程」という。)第29条第1項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。
- 5 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第13条 特定業務等従事任期付職員及び第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給与規程第4条第1項第一号から第四号までの給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第14条 任期付短時間勤務職員の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額にその者の勤務時間を就業規則第5条に規定する職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給与規程の適用除外等）

第15条 給与規程第4条から第11条、第13条から第16条、第18条、第28条（第2項及び第3項第2号に限る。）及び第32条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与規程第17条第3項、第28条第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与規程第17条第3項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職及び地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程（地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第45号。以下「任期付職員規程」という。）第12条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与規程第28条第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与規程第29条第2項中「100分の117.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の117.5を乗じて得た額とし、特定任期付職員にあつては、100分の162.5を乗じて得た額とする。」とする。

第16条 給与規程第15条及び第16条、第17条第3項から第5項まで、第18条、第20条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与規程第23条第1項及び第6項、第34条第2項の規定の適用については、給与規程第23条第1項中「再雇用短時間勤務職員」とあるのは「再雇用短時間勤務職員、地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程（地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第45号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、第23条第6項中「及び再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「再雇用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、第34条第2項中「再雇用職員」とあるのは、「再雇用職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

（その他）

第17条 前条までに定めるもの以外の就業に関しては、就業規則第3条第1項に規定する職員の例による。

（委任）

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1（第12条第2項関係）

号給	専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年6月26日から施行する。
（特定任期付職員の給与の特例）
- 2 特定任期付職員の給料月額は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に係るものに限り、第12条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額（以下この項において「基礎額」という。）から基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。
 - 一 号給が4号給以下の職員 100分の7.77
 - 二 号給が5号給以上の職員 100分の9.77
 （平成26年12月に支給する期末手当の特例）
- 3 平成26年12月に支給する期末手当に関する第15条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の160」とする。
（平成27年12月に支給する期末手当の特例）
- 4 平成27年12月に支給する期末手当に関する第15条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の170」とする。
（平成28年12月に支給する期末手当の特例）
- 5 平成28年12月に支給する期末手当に関する第15条第2項の規定の適用については、同項中「100分の157.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則（平成25年6月25日・一部改正）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日・一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の表の改正規定及び附則に一項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成26年12月25日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程（以下「新任期付職員就業規程」という。）第12条第1項の表の規定は平成26年4月1日から、新任期付職員就業規程附則第3項の規定は平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新任期付職員就業規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程の規定に基づいて支給された給与は、新任期付職員就業規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月24日・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月3日・一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程中第12条第1項の表の改正規定、附則に一項を加える改正規定、次項及び附則第3項の規定は平成27年12月25日から、第15条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程（第15条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程（以下「新任期付職員就業規程」という。）第12条第1項の表の規定は平成27年4月1日から、新任期付職員就業規程附則第4項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新任期付職員就業規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程の規定に基づいて支給された給与は、新任期付職員就業規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年11月29日・一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程中第12条第1項の表の改正規定、附則に一項を加える改正規定、次項及び附則第3項の規定は平成28年12月26日から、第15条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程（第15条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程（以下「新任期付職員就業規程」という。）第12条第1項の表の規定は平成28年4月1日から、新任期付職員就業規程附則第4項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新任期付職員就業規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程の規定に基づいて支給された給与は、新任期付職員就業規程の規定による給与の内払とみなす。